

登別市市民自治推進委員会 提言書

議案名	「精神障がい者」に対する交通機関等の助成について
部会名	第3部会
部長名	山田耕一 以下 部員数 10 名
提言日	平成21年 5月 20日

1. 議案上程に至る背景

検討テーマの選定に際し、保健福祉全般から障がい福祉、さらに障がい者支援へとテーマを絞っていった。古くは明治33年「精神障害者監護法」の制定から始まり、平成5年「精神保健法」まで医療法により監護義務・病院収容等の疎外政策で精神障がい者を守ろうとした。

さらに、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、「身体・知的・精神」の3障がい一元化により、精神障がい者も社会復帰を目指す福祉政策の推進目標が明記された。

しかし、各障害対応が統一されていない制度体系で、格差が解消されぬまま施行され、精神障がい者に於いては多くの制度に格差が生じていると感じられた。

一方、多様化する現代の精神障がい者は増大する傾向にあり、地域の理解を求めながら地道な活動が必要であることを強く感じた。

2. 目的

障がい者が社会に出やすい環境作りを行うためには、まず、

「障がい者」に対する理解を深めるため、地域住民に対し啓蒙活動を行う。

「障がい者」に市民として「安心して住める場所」「働く場」を与え、地域とのコミュニケーションを深め合いながら、市民との共働を図る福祉施策を推進する必要があり、「障がい者に対する『偏見と差別』を無くすること」と「自治体の福祉政策」が大きなウエートを占めることになる。

しかし、現実には行政の権限範囲やその施策に制約があり、また、市民の理解度にも大きな隔たりがあることから、身近な範囲で提言し、今後範囲を広げて行くこととしたい。そこで、今回の提言は、

「精神障がい者」の社会復帰を高めるための第一歩として、対象外となっている「交通機関等の助成」を他の障がい者と同等に利用できるようにする。

3. 提言内容

タクシー料金割引制度について

身体障がい者や知的障がい者がタクシーに乗車するときに乗車料金が割引になるのと同様に、精神障がい者が「障害者手帳」を提示すると1割引にして欲しい。

JR運賃・料金の割引について

「障害者手帳」の交付を受けている方が、JRを利用するとき

- ・ 第1級「障害者手帳」の交付を受けている方については、乗車券・急行券等について、本人、介護者共に5割引にして欲しい。ただし、単独乗車は、乗車券のみ100kmを超える場合として良い。
- ・ 第2、3級「障害者手帳」の交付を受けている方については、100kmを超える場合、本人のみ乗車券を5割引にして欲しい。

また、児童扶養手当を受給している方または、同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入するとき

- ・ 子育てグループの窓口で発行する割引証を提示すると3割引として欲しい。

民営バス運賃の割引について

「障害者手帳」の交付を受けている方が、民営バスを利用するとき

- ・ 第1級「障害者手帳」の交付を受けている方については、本人、介護者共に5割引にして欲しい。
- ・ 第2、3級精神障害者福祉手帳の交付を受けている方は、本人のみ5割引にして欲しい。

航空運賃の割引について

精神障害福祉手帳の交付を受けている方で、

- ・ 第1級精神障害福祉手帳の方で12歳以上の方は、本人、介護者と共に割引にして欲しい。
- ・ 第2、3級精神障害者福祉手帳の交付を受けている方は、本人のみ割引にして欲しい。

有料道路通行料金の割引について

精神障がい者が自ら自動車を運転する場合、または、重度の精神障がい者を同乗させ、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、有料道路の通行料を5割引にして欲しい。

いずれの場合も、国や道の行政部門や民間会社との関わりがあり、即、結論が出ないことが予想されますが、各関係者への働きかけを迅速にお願いしたい。

第3部会といたしましても、これからも公平性のある福祉施策を目標に検討・検証を重ねて提言してまいります。

市としても独自で助成する方向に向け、対策を検討・推進すべきです。

< 資料2 >

平成20年度登別市「福祉のしおり」抜粋版の差異

【項番8:交通機関等の助成制度について】より

	身体障害	知的障害	精神障害	助成内容
タクシー料金割引	対象	対象	非対象	1割引
JR運賃・料金割引	対象	対象	非対象	5割引
民営バス運賃割引	対象	対象	非対象	5割引
航空運賃割引	対象	対象	非対象	割引（行先で変わる）
有料道路通行料金割引	対象	対象	非対象	5割引